

バリアフリー みやぎを目指して

バリアフリーとは？

障害のある方や高齢者などが、生活の上で不便を感じるもの(バリア)を取り除いて、誰もが住みやすい生活環境をつくることをいいます。

バリアフリーでは、建物の出入口や道路の段差などの「物理的バリア」を取り除くだけでなく、高齢の人も若い人も、障害のある人もない人も、全ての人がお互いの理解を深めて、「心のバリア」を取り除くことが大切です。

このページでは、県が行うバリアフリーの取り組みをご紹介します。

だれもが住みよい 福祉のまちづくりへ

すべての人が個人として尊重され、住み慣れた地域に安心して住み続けるためには、だれもが快適に暮らせる環境が必要です。

県は、平成8年に「だれもが住みよい福祉のまちづくり条例」を制定し、建物、公共交通機関、道路、公園などの公共的な施設のバリアフリーを推進しています。本条例の整備基準に適合した施設には



適合証を交付し、ホームページで公表しています。適合証の交付施設には、高齢者、障害者の方々などが利用しやすいよう、障害者対応駐車スペースやスロープ、多目的トイレなどが整備されています。お出かけの際の事前確認などにご活用ください。

対象施設の建設や改築を行う際は、整備基準を満たし、だれもが住みよい福祉のまちづくりに協力ください。



県の整備基準を満たした印
「適合証」

適合証交付施設例

利府町
文化交流センター
「リフノス」

提供:利府町教育委員会



主な整備基準

出入口	幅(内のり)を90cm以上確保
廊下等	主要な経路は幅(内のり)を1.4m以上確保
階段	両側に手すりを設置し、隣接する廊下などには点字ブロックなどを敷設
エレベーター	到着階および戸の開閉を音声で知らせる装置を設ける
観覧席 および客席	観覧席数に応じて車いす用の席を確保 ・500席以下は2席以上 ・500席以上は座席×1/500+2

主な対象施設

建築物	社会福祉施設、病院、学校、銀行、官公庁舎、図書館、博物館、公民館、郵便局、公衆便所、ガス、電気、電話事業営業所、駅、理容所、美容所、飲食店、物販販売店、体育館、劇場、映画館、展示場、旅館、複合施設、共同住宅など
その他	道路法による道路、都市公園、動物園、植物園、路外駐車場で建築物以外のもの・バスターミナルなど

ゆずりあい駐車場利用制度

障害のある方や高齢者、妊産婦、けが人など、歩行が困難な方のための駐車区画「障害者等用駐車区画」をご存じですか？

県は、平成30年から宮城県ゆずりあい駐車場利用制度」として、必要な方が利用しやすいように利用証を交付しています。



車いす使用者
優先区画



ゆずりあい区画

対象区画がある協力施設

利用証の申請窓口、またはホームページでご案内しています。

利用証の申請

申請書と添付書類(障害者手帳の写しなど、対象者であることを確認できる書類)を郵送または持参により、申請窓口へ提出してください。

申請書は申請窓口で配布するほか、ホームページからもダウンロードできます。

詳しくはホームページをご覧ください。詳しくはホームページをご覧ください。詳しくはホームページをご覧ください。

【申請窓口】社会福祉課・県の各保健福祉事務所(地域事務所)

事業者の皆さんへ

対象となる駐車区画の設置にご協力いただける施設を募集しています。(対象となった施設には、駐車区画の標示用ステッカーなどを交付します)

社会福祉課

022(211)2519

